

随意契約理由書

1 業務名	サグ部等における渋滞対策検討及び効果分析業務 (平成29年度)
2 業者名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、3号神戸線上り深江サグ部等を先頭とした渋滞の削減や車間距離の適正化を目的として設置した速度回復誘導灯の効果を検証し、有効な設置範囲や新しく設置する速度回復誘導灯の仕様等を検討するものである。本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路固有の交通・渋滞状況に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、これまで当社の交通量調査業務や渋滞対策に関する各種業務を実施しており、阪神高速道路固有の交通・渋滞状況を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	